

第 36 回千曲市都市計画審議会

議 事 録

令和 6 年 3 月 18 日
千曲市都市計画審議会

第36回千曲市都市計画審議会議事録

○ 開催日時

令和6年3月18日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

○ 開催場所

千曲市役所5階 第1委員会室

○ 出席者

委員 10名 ※欠席者2名

葛尾組合 1名（葛尾組合事務局長）

市 9名 幹事3名（総務部長、企画政策部長、経済部長）

説明員3名（環境課長、環境課リサイクル推進係長、
道路河川課長）

事務局6名（建設部長、都市計画課長、同課計画係長、
同課施設係長、同課計画係員2名）

傍聴者 2名

1 開 会（都市計画課長）

2 会長あいさつ（武井会長）

3 議 事

- ・市長より発言あり。あいさつと諮問の趣旨について説明した。
- ・市長が諮問書（諮問第1号及び諮問第2号）を読み上げ、議長に渡した。

都 第462号

令和6年3月18日

千曲市都市計画審議会

会長 武 井 音兵衛 様

千曲市長 小 川 修 一

千曲都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（諮問）

千曲都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を変更したいので、別添の変更案について、貴審議会の意見を求めます。

都 第 4 6 3 号
令和 6 年 3 月 18 日

千曲市都市計画審議会
会長 武 井 音兵衛 様

千曲市長 小 川 修 一

千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定について (諮問)

千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)を決定したいので、別添の決定案について、貴審議会の意見を求めます。

・市長は公務のため退出した。

(1) 諮問第 1 号 千曲都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について

(2) 諮問第 2 号 千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定について

- 事務局：
- ・関連する内容であるため、(1)と(2)の諮問について、一括議題として説明した。
 - ・事務局が、資料 5「千曲都市計画ごみ焼却場の変更及びごみ処理場の決定について」を用いて説明した。今回の変更及び決定の概要を改めておさらいした(位置及び趣旨確認。都市計画の変更及び決定の必要性について。施設の概要)。
 - ・前回(第 35 回)審議会以降の手続き経過について説明した(長野県知事本協議について異存のない旨回答あり。また、市民等に対する縦覧において意見等なし)。
 - ・残る手続きとしては、本協議会の了承を得て都市計画の決定(変更)をすること。また、変更と決定について告示すること(坂城町と併せて、令和 6 年 3 月 26 日付)。
 - ・「建設予定の施設が都市機能の一部として欠くことが出来ない施設であるということ」、また「市民等から意見の提出もなく、長野県知事本協議においても異存のない旨の回答を得ていること」より、ごみ焼却場(旧葛尾組合ごみ焼却場)については廃止(変更)を、ごみ処理場(新葛尾組合リサイクルセンター)については決定を、計画案(資料 1 及び 2)の通りとしたい旨をお伝えした。

【以下、質疑応答】

- 委員： ・葛尾組合はどのような法律に基づく法人であるか？また今後どのような体制で運営するのか？
- ・葛尾組合の千曲市と坂城町における負担金はどのような配分となっているか？
- ・ごみの出し方について、方法や料金は従来の通り維持できるのか？設備増強に伴い市民の直接的な費用負担は増えるのか？
- 説明員： ・1点目。法人格については、地方自治法に基づく一部事務組合であり、新施設建設後も葛尾組合として、同様の体制で業務を実施していく。
- ・2点目。新リサイクルセンターの財源としては、国の補助金、組合の積立及び地方債となっている。地方債の原資については、千曲市及び坂城町の負担金となる。
- 説明員： ・3点目。ごみの出し方、集め方については、令和9年度の稼働に併せて検討していく。従来のように集めるのではなく、可燃ごみ同様、個々に出せる方向で検討をしている。現時点で決まっていることはその程度である。
- 委員： ・負担金について、千曲市と坂城町では人口が異なるため、人口比率に応じた分担が必要と思われる。
- ・ごみ収集の料金負担について、住民に転嫁される場合は、市としても十分な審議を尽くされたい。

【採 決】

- ・諮問第1号 千曲都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について、原案のとおり変更することについて承認された(挙手により全員賛成)
- ・諮問第2号 千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定について、原案のとおり決定することについて承認された(挙手により全員賛成)
- ・答申について、本日、市長宛に答申することについて承認された。

(休憩)

(休憩中に答申書案を配布)

(議事再開)

- ・答申案を事務局が朗読した。

【採 決】

- ・事務局案のとおり答申することに決定した。

答 申 書

令和6年3月18日付け都第462号で諮問のあった千曲都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について、慎重審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

千曲都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について、原案のとおり承認する。

令和6年3月18日

千曲市都市計画審議会

会長 武井 音兵衛

千曲市長 小川 修一様

答 申 書

令和6年3月18日付け都第463号で諮問のあった千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定について、慎重審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

千曲都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の決定について、原案のとおり承認する。

令和6年3月18日

千曲市都市計画審議会

会長 武井 音兵衛

千曲市長 小川 修一様

(休憩)

(休憩中に市長再入室)

(議事再開)

- ・議長が答申書を読み上げ、市長に渡した。
- ・市長がお礼のあいさつをした。
- ・市長は公務のため退出した。また、議事に関連する説明員が退出した。

(3) 調査審議 千曲都市計画道路(一重山線)の変更について

(4) 調査審議 千曲都市計画道路(屋代東線)の廃止について

- 事務局：
- ・関連する内容であるため、(3)と(4)の調査審議について、一括議題として説明した。
 - ・事務局より、資料6「千曲都市計画道路一重山線の変更及び屋代東線の廃止について」を用いて説明した。今回の変更及び廃止の概要を改めておさらいした(位置確認。道路の概要。都市計画の変更及び廃止の理由について)。
 - ・前回(第35回)審議会以降の手続き経過について説明した(市民等に対する閲覧において公述希望なし。よって公聴会は中止となった。県の行った国土交通省関東地方整備局との事前協議において、(都)一重山線の変更については異存ない旨の回答があった)。
 - ・今後の変更及び廃止の手続きスケジュールについて説明した((都)一重山線については、縦覧、県からの意見聴取及び回答、県都市計画審議会、国土交通大臣本協議、県の都市計画変更告示。(都)屋代東線については、縦覧、県知事本協議、市都市計画審議会、市の都市計画変更告示)。
 - ・両案件ともに「市民等から公述の申し出がなかったこと」、また(都)一重山線については「国との事前協議において異存ない旨の回答をいただいていること」より、(都)一重山線及び(都)屋代東線ともに計画案(資料3及び4)の通り、今後の手続きを進めたい旨をお伝えした。

【以下、質疑応答】

- 委員：
- ・(都)一重山線は市道なのか県道なのか？事業主体は県なのか市なのかあるいは両方なのか？県道であれば、県から助成や負担が

ないのか？

- 事務局： ・都市計画道路の変更についてお話しすると、国道や県道を含めた都市計画道路の変更については県決定となる。よって今回の（都）一重山線の変更の手続きとしては、長野県決定となる。
- ・今回の変更区間の事業については、市が事業主体として進めており、県管理の国道 403 号付近の交差点改良等についても原因者として市が事業主体となる。
- 説明員： ・市道一重山 2 号線の事業費について申し上げますと、交差点改良も含めた事業費で 39 億円。令和 10 年の開通を予定して整備を進めている。
- 委員： ・交差点部分の改良については、元々県の負担を見込んでいたとの話も聞いている。県の管理する交差点ということになれば、できるだけ市の負担を少なくしてできないかという考えもある。市として政治的な部分で働きかけをして欲しいと考える。
- ・もう一点。事業を進めるうえで、土地や建物の買収基準について明確にしてもらいたい。また、事業で生じる残地について、別の事業で残地については買い取らないと聞いているが、実際取扱いはどうなのか。こちらも基準を明確にすべきである。
- 説明員： ・用地補償や建物等の補償については、国の基準に基づく算定としている。用地買収の単価については、取引事例等を参考に比準して単価を決定している。
- ・残地の取扱いについても、全てにおいて、国の基準に基づき事業実施させていただいている。
- 委員： ・基準については（市民に）浸透していない。今後の事業においては市民に分かるように周知して欲しい。

- ・「千曲都市計画道路（一重山線）の変更について」「千曲都市計画（屋代東線）の廃止について」は、事務局説明の通り、手続きを進めることについて承認された。

（５）調査審議 千曲都市計画道路（千曲線）の変更について（非公開）

- ・事務局より、審議に先立ち、本件については今後の説明会において公表を予定している内容等、事業に影響を与える内容が含まれているため非公開としたい旨の申し出あり。
- ・審議会において非公表の取扱いについて了承され、傍聴者等は退席した。

(議事内容非公開)

- ・全ての議事が終了し、議長が退任した。

4 その他

- ・事務局から、全体を通しての意見や質問があるかを委員に呼び掛けた（特に発言なし）。
- ・事務局から、今回の審議会をもって退任する委員を紹介した（村山隆行委員、滝澤千丈委員）。
- ・事務局から、次回の審議会の予定を説明した（令和6年5月10日（金））。
- ・事務局が、「(5) 調査審議 千曲都市計画道路(千曲線)の変更について」に係る非公開資料を回収した。

5 閉 会（都市計画課長）

以上